

3 文 企 調 第 2 号
令和 3 年 4 月 1 2 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
殿

文化庁企画調整課長
(併) 博物館振興室長 平山 直子
(公印省略)

令和3年度における学芸員養成課程に係る博物館実習の実施について（通知）

この度、令和3年度に博物館に関する科目を開設している各国公私立大学に対し、別添のとおり博物館実習の実施について通知いたしました。

博物館実習のうち、特に館園実習（以下「実習」という。）は、これまで実習生が学んできた内容を現場で実際に経験することで、博物館の理念や設置目的、業務の流れ等に対する理解を深めると同時に、博物館資料の取扱や教育普及活動、来館者対応等実務の一端を担うことにより、学芸員としての責任感や社会意識、博物館で働く心構えの涵養につながるものであり、学芸員養成に当たっては必須の単位となっております。

博物館実習は、質の高い学芸員を養成する上で非常に重要な課程であり、博物館にとって重要な人材である学芸員が必要とされる課程を経験しないまま養成されることは、今後の博物館の運営にとっても大きな影響を及ぼすと考えられます。このため、地域の感染状況を踏まえ、可能な限り実習の実施に御協力いただくようお願いいたします。

また、本件について、貴所管の公立・私立博物館（博物館相当施設及び博物館類似施設を含む。）に広く周知いただきますようお願いいたします。

(本件担当)

文化庁企画調整課博物館振興室

博物館人材養成係

TEL 03-5253-4111 (内線 4772)

E-mail museum@mext.go.jp

関係各国公私立大学長 殿

文化庁企画調整課長
(併) 博物館振興室長 平山 直子
(公印省略)

令和3年度における学芸員養成課程に係る博物館実習の実施に当たっての留意事項
について (通知)

博物館実習は、大学において習得すべき博物館に関する科目の一つとされており、登録博物館又は博物館相当施設（大学においてこれに準ずると認めた施設を含む。）（以下「博物館」という。）における実習により習得するものとされています。

新型コロナウイルス感染症の拡大が長期間に渡っていること及び有効な感染症対策についても一定程度示されていることを踏まえ、地域の感染状況に応じ、博物館実習については、受入博物館と調整の上、可能な限り実施していただくようお願いいたします。

記

1 博物館実習の実施の際の留意事項

- (1) 「博物館実習ガイドライン」（文部科学省 2009（平成 21）年 4 月 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/014/toushin/_icsFiles/afieldfile/2009/06/15/1270180_01_1.pdf）を参考とするとともに、特に館園実習（以下「実習」という。）に当たっては、事前に学生への感染症対策に関する教育を徹底するとともに、博物館との密接な連携を図り、実習の内容・方法等を協議して、十分な感染症対策を講じた上で実施すること。なお、地域の感染状況により、通常の実習が困難な場合には、同等の教育の質を担保する演習等の代替措置を十分に講ずること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、下記の文化庁ウェブサイトなどを通じて関係省庁や自治体等からの最新の情報も十分に踏まえて対応すること。
○文化庁ウェブサイト「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html

2 学生への事前指導

- (1) 実習の2週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うことや、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対策を学生に徹底すること。実習中は、これに加えて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着することなど一層の感染症対策を行うことを学生に徹底すること。
- (2) 実習に参加予定の学生の家族等の感染が確認されるなど学生が濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は実習への参加を見送るよう指導すること。
- (3) 実習中は「博物館感染症予防ガイドライン」(令和2年9月18日 https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/202005151300_01.pdf)等を遵守するとともに受入先である博物館の指示に従うことや、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、博物館と相談の上、自宅で休養することを学生に徹底すること。

3 実習中の留意事項

学生の感染が判明した場合や、地域の感染拡大の状況等により急遽、実習を中止せざるを得ない場合などにおいては、大学、博物館、学生が速やかに連絡を取り合うことができるよう確実に連絡体制を構築すること。

4 実習後の留意事項

- (1) 実習中の状況により、十分に実施できなかった内容があった場合には、大学は事後指導等において、補足的な内容の授業等を行うこと。
- (2) 実習後に学生の感染が判明した場合、大学は博物館に速やかに連絡するとともに、「大学等における新型コロナウイルス感染拡大を防止するための取組の徹底について」(令和3年1月29日付け2文科高998号高等教育局長通知)等を踏まえ、適切な対応を行うこと。

(本件担当)

文化庁企画調整課博物館振興室
博物館人材養成係

TEL 03-5253-4111 (内線4772)

E-mail museum@mext.go.jp